

令和 2 年 5 月 29 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03458

研究課題名（和文）非営利法人の機関制度に関する会社法的考察

研究課題名（英文）The Governance System of Non-profit Corporations-Legal Analysis from the Perspective of Company Law

研究代表者

北村 雅史（Kitamura, Masashi）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：90204916

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：非営利法人のガバナンスシステムの現状と課題を、営利法人である株式会社のガバナンスシステムと比較しながら検討した。非営利法人では、社員には持分価値向上というインセンティブが働かないため、社員によるガバナンスの改善は期待できない。そのため、非営利法人では監事の役割が重要になるが、非営利法人の監事の独立性および権限には課題が多い。そのため、監事制度改革の立法論を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、営利法人である会社と非営利法人である一般社団法人の特色を比較した上で、会社法と一般法人法の機関制度に関する規律を比較検討した。その結果、非営利法人の機関は営利法人のそれをもとに設計されているが、法人の性質の違いから、非営利法人においてはガバナンスの向上を図りにくいことを明らかにし、改善のための立法提言を行った。

近時プレゼンスが拡大する一般社団法人のガバナンスの向上は社会的関心事であるところ、本研究は、会社法的観点から規制の合理性を検証し、将来的な規制の方向性を提示した点に、意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：I analyzed the characters of the governance in the non-profit corporation in comparison to a profit corporation (stock corporation). There is no incentive for members of non-profit corporation to improve corporate governance due to the absence of equity interest.

The legal authority and independence of an auditor for non-profit corporation is weaker than that of an auditor for a stock corporation. Therefore I insist that regulations be amended granting the auditor of non-profit corporation the equivalent authority and independence as stock corporation auditor.

研究分野：民事法学

キーワード：株式会社 一般社団法人 コーポレートガバナンス

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

公益法人制度改革の結果として平成 18 年に制定された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)は、一般社団法人と一般財団法人の機関制度について、会社法における株式会社の機関制度に準じた規定を設けた。しかし、営利法人である株式会社の機関制度が非営利法人に適合するかどうかは、公益法人制度改革に関する議論において、十分に検討されていなかった。非営利法人が健全に活動するためには、そのガバナンスのあり方が重要な法的課題になるはずであるが、一般法人法の施行後においても、機関制度をはじめとする非営利法人のガバナンスについては、ほとんど議論の進展はみられない。このことは、営利法人である株式会社のガバナンス(コーポレートガバナンス)に関する議論が継続的にかつ盛んに行われ、充実した研究の蓄積があることとの顕著な違いである。

一般法人法の施行(平成 20 年)からすでに 10 年近く(研究開始時点)が経過しているところ、株式会社と同様の規律が、定款所定の目的が狭い範囲に限定され、事業活動による経済的利益の帰属主体である株主にあたる者が存在しない非営利法人に適合するかどうか、個別具体的に検討すべき時期に来ていると考えられる。

### 2. 研究の目的

第一に、営利団体と非営利団体の活動の範囲と構造の違いを確認し、その違いが、機関制度についての営利法人と非営利法人の規律の基礎にどのような影響を及ぼすかを明らかにする。

第二に、非営利法人の機関設計、理事の一般的義務(善管注意義務・忠実義務)、理事と法人との利益相反に関する規制(競業規制、利益相反取引規制、報酬規制)ならびに理事等の法人および第三者に対する責任について、会社法と同様の規制を適用することの問題点を探り、非営利法人に特有の解釈や立法のあり方について一定の方向性を示す。

第三に、理事の活動のモニタリングや理事等の法人に対する責任追及について、非営利法人の社員等にはそれを適切に行うインセンティブがあるかどうかを、株主との立場の違いに着目して検討することにより、非営利法人のガバナンスシステムの課題を明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究は、営利法人と非営利法人の構造・性質の違いがどのように法人の機関に関する規律に影響を与えるかを明らかにし、法人の機関に関する共通の規定が非営利法人に適合するものかどうかを検証するとともに、非営利法人の業務執行のモニタリングシステムのあり方について検討する、というプロセスをとった。

本研究では、非営利法人独特のニーズに応じてどのような法人の内部・外部規律が最適なのかを探る方向で検討を行った。そのためには、民法研究者との共同研究の形を取る必要があった。そこで、民法研究者との共同研究会を立ち上げ、そこでの議論をもとに、日本私法学会第 81 回大会でのシンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」において報告した。共同研究会およびシンポジウムでの議論を通じて、非営利法人における機関制度の現状と問題点を明らかにし、改善のための立法提言を行うに至った。

### 4. 研究成果

#### (1) はじめに

一般社団法人の機関に関する一般法人法の規律は、かなりの程度株式会社に関する会社法の規律を取り入れている。一般社団法人という非営利だが原則的に公の機関による監督を受けない法人に関する包括的規律を設定するにあたり、高度に精緻化された会社法の株式会社に関する規律をもとにするのは一応の合理性がある。ただ、営利法人である株式会社の機関に関する規律が非営利法人である一般社団法人に適合するかどうかについては、制度導入時においてもそれほど活発に議論されなかったと思われる。

#### (2) 社団性と非営利性

一般法人法は、一般社団法人について、社員の出資に関する規定を設けていない。また、社員の退社時の持分の払戻しや持分の譲渡に関する定めもない。一般社団法人において、社員の持分が観念されないためである。一般社団法人の社員は、一般社団法人の成立後、社員総会の構成員として議決権を行使するほか、一般法人法が定める一定の権利(概ね会社法でいうところの共益権に相当)を行使する地位にある者ということになる。

一般社団法人は、社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を付与することはできず、社員に剰余金または残余財産の分配をする旨の定款の定めは無効である(一般法人法 11 条 2 項)。事業収益が剰余金配当または残余財産の分配の形で社員に分配されることを法人の営利性(営利法人という場合の営利性)というが、一般法人法は、一般社団法人の非営利性を、営利法人である株式会社との対比において(会社法 105 条 2 項参照)定款の定めレベルで明確にしている。

#### (3) 機関設計

一般社団法人の機関に関する規律は、株式会社の機関に関する会社法の規律を参考にしている。一般社団法人にも大規模なものがあり、また社員の人数が相当数になるものがある。そのような一般社団法人の不適切な運営は、社会的な弊害をもたらす。もっとも、一般社団法人の社員には持分概念がないため、株主利益の最大化という会社法の理念とは異なる観点から、一般

社団法人のガバナンスを検討する必要がある。

一般社団法人と株式会社の機関について比較する場合、社員総会は株主総会に、理事・理事会は取締役・取締役会に、監事は監査役に、それぞれ対応する。大規模一般社団法人（一般法人法2条2号）は、大会社（会社法2条6号）に相当する。一般社団法人には持分の譲渡という概念がないので、公開会社（会社法2条5号）かどうかの区別はない。

#### （4）社員のガバナンス向上へのインセンティブ

民間非営利部門を社会経済システムの中に積極的に位置づけ、民間非営利部門の公益的活動の健全な発展を促進し、一層活力ある社会の実現を図るといふ、公益法人制度改革の目的からすると、一般社団法人のガバナンスの健全化のための規制を法制度に組み込むことは重要である。従前の公益法人は、主務官庁の監督下にあったため、法人内部のガバナンスについてはそれほど関心が示されなかった（民法の法人の理事・監事に関する規定は数か条にとどまっていた）が、法人制度改革後は、一般社団法人は準則主義に基づいて設立され、公益法人でない限り公の機関による監督を受けない。そのため、一般法人法は、一般社団法人の機関制度について、株式会社に関する会社法の規制に準じた規定を設けている。

株式会社についてのコーポレートガバナンス論の最終目的は、持分価値の長期的最大化であるといわれる。コーポレートガバナンス論が主な対象としてこなかった小規模あるいは閉鎖的な株式会社や持分会社でも、株主・社員は株式価値・持分価値の最大化のためのガバナンスの向上にインセンティブを有する。一方、一般社団法人の社員には持分概念がないので、持分価値の最大化の観点からの社員のガバナンス向上へのインセンティブは、一般社団法人では存在しない。

そうすると、社員総会を通じたガバナンスや社員権の行使を通じたガバナンスは、規定上は会社法とほぼ同じであるとはいえ、株式会社と同程度の有効性があるとみることには疑問がある。

#### （5）理事の善管注意義務、経営判断および利益相反取引と監事の役割

一般社団法人の理事の法人に対する一般的義務（善管注意義務・忠実義務）は、株式会社の取締役と同様である。一般社団法人の理事の業務執行の決定にも経営判断原則の適用があるとされているが、理事には株主利益最大化のために冒険的な取引を行うことは期待されていない。

一般社団法人の理事の不祥事は、利益相反行為や目的逸脱行為に関するものが多い。株式会社の取締役に準じた現在の利益相反取引規制は比較的厳格なものとなっているが、不当な取引の是正をエンフォースするメカニズムとして社員代表訴訟を期待しにくいのは上述のとおりである。

理事の目的逸脱行為や利益相反行為は、法令定款違反行為といえるから、その是正のために監事の役割が重要になる。一般社団法人の監事制度は株式会社の監査役に準じているが、監事会は法定されておらず、また監事の任期を定款により2年に短縮することも認められている（一般法人法67条1項ただし書き）。また、業務執行理事の理事会（監事には出席義務がある）への報告頻度も、定款で年2回にすることができる（一般法人法91条2項）。社員による経営監督メカニズムが機能しにくい一般社団法人において、監事の独立性や監督権限を株式会社の監査役よりも低下させることに合理性はない。

立法論として、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、任期の短縮は認めないものとする、および監事会制度を創設し、大規模一般社団法人には監事会の設置を要求することを提言する。

#### （6）営利法人と一般社団法人の機関に関する規制の同質化

一般法人法の施行以来、一般社団法人の数は順調に増加し、民間部門における一般社団法人のプレゼンスは拡大している。一般社団法人は、公益法人として認定されなければ、行うことのできる収益事業の規模等に制限がなく、また定款所定の目的に沿うように法人が運営されているかを含めその活動について公の機関による監督がない。そのため、一般社団法人のガバナンスは、少なくとも営利法人と同等でなければならない、との考え方が、一般社団法人の機関に関する規制の根底にあるといえるだろう。現行法における営利法人の機関に関する規律の違いのうち、以下の2点について、立法論を含めて主張しておきたい。

第一に、一般社団法人には指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社に相当する機関設計が定められていない。いわゆるモニタリング・モデルの機関設計を採用するニーズは一般社団法人にはないと考えられたのであろう。しかし、委員会型の機関設計が一般社団法人に適合しないものかどうかは検討の余地がある。

一般論として、一般社団法人にも目指すべき目的があり、その成果の評価をもって理事会が業務執行者の選解任を行うというガバナンスのモデルが一般社団法人と相いれないわけではなからう。もっとも、一般社団法人の社員には持分がないため、役員インセンティブを高める報酬の設計と報酬内容の決定を行う報酬委員会を必置とする指名委員会等設置会社は、一般社団法人には適合しないと考えられる。一方、監査・監督をする委員会のみを置く（そのかわり監事を設置しない）機関設計は、一般社団法人にも適合しうると考える。監査等委員会設置会社では、社外取締役が取締役の過半数である場合は、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる（会社法399条の13第5項）。業務を執行しない外部理事の割合が多い一般社団法人は、モニタリング・モデルの機関設計が可能である。そこで、一般社団法人にも、監事を置かず監査等委員会に準じる委員会を置き、その委員会の構成員の過半数を外部理事とする監査等委員会型の機関設計を認めることが立法論として考えられる。

第二に、一般社団法人には持分会社型の規定がない。それは、法人制度の改正の議論が会社法制定の議論と並行して行われており、その時点では、有限責任社員のみからなる組合型の会社（持分会社）に関する機関制度はまだ検討中の段階にあったため、合同会社の機関設計を取り込むことはできなかったことによると考えられる。

ただし、今後の一般社団法人の機関制度の在り方としては、持分会社型の機関設計（原則として社員が業務執行・代表機関であり、社員総会・理事・監事・会計監査人制度がなく、業務を執行する社員を定めたときの各社員の業務財産調査権があることなど）を一定の要件を満たす一般社団法人が選択できるようにする余地はあると考えられる。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 北村雅史	4. 巻 1104
2. 論文標題 一般社団法人の機関制度の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 北村雅史
2. 発表標題 一般社団法人の機関制度の検討
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 徳本 穰、徐 治文、佐藤 誠、田中 慎一、笠原 武朗、上田 純子、大杉 謙一、嘉村 雄司、飯屋 広郷、北村 雅史、久保 寛展、久保田 安彦、酒井 太郎、穴戸 善一、宵 鵬、周田 憲二、高橋 英治、中村 信男、野田 博、原 弘明、松中 学、柳 明昌、山口 幸代、若色 敦子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 536
3. 書名 会社法の到達点と展望	

1. 著者名 大阪株式懇談会、前田 雅弘、北村 雅史	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 492
3. 書名 会社法 実務問答集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----